

# 民間建築物等修景助成事業補助金交付要領

平成27年10月 1日

## (趣旨)

**第1条** この要領は、福岡市都市再生整備計画事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条に基づく民間建築物等修景助成事業について、歴史資源と調和した街並み形成を促進することを目的とした修景助成を行うため、要綱第8条の事業承認並びに修景助成に関する技術的な基準を定めるもの。

## (用語の定義)

**第2条** この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市景観形成建築物等 福岡市都市景観条例第21条第1項に基づき指定されたものをいう。
- (2) 建築物等 建築物及び工作物
- (3) 修理 (1)の復元又は保存を図るための改築、修繕等。
- (4) 修景 (1)以外の建築物等の新築、増築、改築、大規模な修繕、大規模な模様替え又は色彩の変更等を行う際に、当該建築物等を歴史的な外観とする工事。
- (5) 補助対象者 建築物等の所有者又は権原に基づく占有者で、当該建築物等の修理又は修景を行う者をいう。

## (補助金の交付対象地区)

**第3条** 福岡市都市景観条例第21条第1項に基づき指定された都市景観形成建築物等のうち、地区の都市景観を特徴づけ、歴史的・文化的価値のある建築物等を有する都市景観形成地区内を補助金の交付対象地区とする。

## (補助金の交付対象者)

**第4条** 市長は、第3条で定めた区域内で第2条に定める修理又は修景を行う補助対象者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。ただし、次の各号に定めるものを除く。

- (1) 福岡市暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）第2条2号に規定する暴力団員もしくは暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- (2) 本市の市税を滞納しているもの

## (補助金の交付対象費用)

**第5条** 補助金の交付対象となる費用は、次に掲げる費用及び、それに対する設計等に要する費用とする。

### (1) 修理費

都市景観形成建築物等の修理のうち道路、公園等の公共空間から通常見える建築物等の部分（構造体を含む）に要する費用。

### (2) 修景費

次のイからニのいずれかに該当する修景費のうち道路、公園等の公共空間から通常見える建築物等の外観（構造体を含まない）を修景した場合の工事費から通常要する工事費を差し引いた費用。

イ 建築物等修景費

建築物等の外観を都市景観形成地区で定める景観形成基準より歴史的な景観形成に資する工事費

ロ 建築設備等修景費

建築物等の屋外に露出し景観を阻害している給排水設備、空調設備、電気設備、広告物等の除却、隠蔽又は改善に係る工事費

ハ 外構修景費

門、塀、さく、街灯等の外構を都市景観形成地区基準で定める景観形成基準より歴史的な景観形成に資する工事費

ニ 色彩等修景費

周辺地域と著しく不調和な色彩の建築物等の外観における色彩等の変更に係る工事費

2 前項に掲げる費用の他、歴史的な景観形成のため必要であると市長が認めるものの費用を補助の対象とする。

**(補助金の額)**

**第6条** 補助金の額は、予算の範囲内で、別表1のとおりとする。

**(修理及び修景の内容の協議)**

**第7条** 補助対象者は、あらかじめ修理又は修景について市長と必要な協議を行い、その内容について助言又は指導を受けなければならない。

附則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

区分	補助対象	補助率	限度額
修 理	都市景観形成建築物等の修理	1/2 以内	450万円
修 景	上記以外の建築物等の修景	1/2 以内	300万円
設計費等	測量, 調査及び設計・監理に要する費用	1/2 以内	75万円
その他市長が必要 と認める経費 (但し、修理及び修 景に対し加算する)	特にその建築物等の規模が大きく、著しく修景に要する費用が見込まれるもので、敷地面積が300㎡以上、かつ、建物の階数が4階以上の建築物等とする。	1/2 以内	200万円